

平成 25 年 12 月 3 日

各 位

全国運転代行共済協同組合
代表理事 齋藤 周二

業務改善命令について

平成 25 年 11 月 26 日、所管省庁である国土交通省・警察庁より、共済契約について及び総代の選挙について、業務改善命令を受けました。

このような事態となり皆様にご心配をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

なお、共済業務（事故対応、共済金支払をはじめとする共済契約サービス）の内容そのものになんら支障が及ぶものではございません。

当組合は本件に関し、所管省庁の助言を仰ぎつつ確実に業務改善を実施し、必要な体制構築を実現させる所存です。

内容の詳細につきましては、下記をご高覧願います。

記

1. 業務改善命令の内容

(1) 共済契約について

「組合員資格がない企業を組合員とし共済契約を継続して締結の上共済金の支払を行っていた事例があったこと」との理由により、次の措置を講ずるよう命令を受けました。

- ① 法令等遵守体制の強化を図るとともに、法令等の遵守について全役職員に対する教育・指導を徹底すること。
- ② 全組合員の組合員資格、全共済契約及び共済金支払業務について、法令等遵守の観点から再点検を行うこと。
- ③ 実施した再点検の結果に基づいて所要の措置を講じるとともに、審査・管理体制の強化を図ること。

(2) 総代の選挙について

「中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第 55 条第 4 項で準用する法第 35 条第 8 項に定める無記名投票による選挙を実施していなかったこと」との理由により、次の措置を講ずるよう命令を受けました。

- ① 法第 55 条第 4 項で準用する法第 35 条第 8 項の規定に基づき総代の選挙を実施の上、選挙によらず選出された総代から成る過去の総代会の議案を改めて総代会の議決に付すこと。
- ② 法の規定に基づき、公平な総代選挙に関する定款及び関係する規約の整備を図ること。

2. 業務改善命令への対応

当組合は、上記の命令に対応し、業務改善計画を平成 25 年 12 月 10 日までに提出し、直ちに実行いたします。

以上

<ご参考：業務改善命令>

国土交通省ホームページ：http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000155.html